

一般財団法人広島市都市整備公社委託業務低入札価格審査委員会事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般財団法人広島市都市整備公社委託業務低入札価格審査委員会設置要領(以下「設置要領」という。)第8条の規定に基づき一般財団法人広島市都市整備公社委託業務低入札価格審査委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、一般財団法人広島市委託業務低入札価格調査要綱(以下「調査要綱」という。)の定めるところによる。

(審議依頼書の提出等)

第3条 発注担当課長は、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかの検討及び審査の審議を委員会に求めようとする低入札価格者(以下「審議対象者」という。)について、別記様式1の審議依頼書を作成し、契約担当課長に提出するものとする。

2 発注担当課長は、前項の審議依頼書を提出するに当たっては、低入札価格調査の結果に基づき、別記様式2の委託業務低入札価格調査結果報告書(以下「調査結果報告書」という。)を作成し、調査結果報告書に当該調査対象者の価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての意見(以下「発注担当課長の意見」という。)を付するものとする。

(委員会における説明等)

第4条 委員会においては、審議の依頼を受けた調査対象案件に係る業務の内容等の総括的事項については契約担当課長が、その低入札価格調査の結果等の具体的事項については発注担当課長が、その説明を行うものとする。

(委員会における審議等)

第5条 委員は、発注担当課長から提出された調査結果報告書及び発注担当課長の意見に基づき、審議の依頼を受けた調査対象案件に係る業務の内容等を検討し、必要に応じて関係職員の出席を求めて、当該調査対象者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての審査を行うものとする。

2 設置要領第5条第1項の規定による持回りの方法による審議(以下「持回り審議」という。)は、委員の用務等により特定の日時に委員会を招集することができない場合に行うものとする。

- 3 委員長が持回り審議により表決を行うことを決定した場合は、契約担当課長が指名する職員は、各委員に議事に関する書類を持ち回って、その表決を求めるものとする。この場合において、契約担当課長は、低入札価格調査の結果等の具体的事項についての説明が必要であると認めるときは、発注担当課長に対し、必要な説明者の同行を求めるものとする。
- 4 契約担当課長は、前項の規定による持回り審議の結果について委員長に報告するものとし、委員長は、設置要領第5条第2項において準用する設置要領第4条第3項の規定に基づき、議事を決定するものとする。

(審査結果の通知)

第6条 委員長は、設置要領第4条第3項(設置要領第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき決定した審議結果が、発注担当課長の意見と一致する場合にあっては別記様式3により、発注担当課長の意見と一致しない場合にあってはその理由を付した別記様式4により、委員会の審議結果を発注担当課長に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式1

平成〇〇年〇月〇〇日

委託業務低入札価格審査委員会委員長 様

〇〇部〇〇課長

委託業務低入札価格の審議について（依頼）

下記委託業務について、調査基準価格を下回る入札がありましたので、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて、審議をお願いします。

記

1 委託業務名

〇〇〇〇業務

2 入札年月日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

3 低入札価格調査結果及び意見

別添「委託業務低入札価格調査結果報告書」のとおり。

項目別調査票（１）

（１）当該入札価格で入札した理由

（２）その積算の内訳等

項目別調査票（2）

（3） 人員配置等の実施計画

（4） 従事者の調達見通し

（5） 手持機器資材等の状況

項目別調査票（3）

（6）手持業務の状況

（7）過去に受託した業務の実施状況

（8）その他必要と認める事項

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇部〇〇課長 様

委託業務低入札価格審査委員会委員長

委託業務低入札価格の審議結果について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審議依頼のありました〇〇〇〇業務の低入札価格については、審議した結果、あなたの意見を承認します。

別記様式 4

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇部〇〇課長 様

委託業務低入札価格審査委員会委員長

委託業務低入札価格の審議結果について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで審議依頼のありました〇〇〇〇業務の低入札価格については、審議した結果、審査委員会の意見は下記のとおりです。

